

# 農業委員会委員が

# 決まりました

## 13人の顔ぶれ

会長



山本 和義 (共栄)  
担当区：共栄、統太

会長職務代理



小川 博幸 (相川)  
担当区：相川、美園



大坂 有 (共栄)  
担当区：吉野、愛牛



山村 幹次 (帯富)  
担当区：帯富、常豊、常室、幾千世、市街



木南 和徳 (恩根内)  
担当区：恩根内、川流布



佐々木 浩 (留真瀬多来)  
担当区：留真瀬多来、円山



榑原 政士 (直別)  
担当区：静内、上厚内、厚内、直別、十勝太



村岡 秀樹 (養老)  
担当区：養老、朝日、生剛、豊北



松本 豊光 (栄穂)  
担当区：川上、栄穂



坂下 昇市 (万年)  
担当区：稲穂、平和、万年



梅田 武 (合流)  
担当区：合流



阿部 優 (活平)  
担当区：富川、活平



森 秀幸 (貴老路)  
担当区：貴老路、宝生

任期満了に伴い、7月10日に予定されていた農業委員会委員選挙は、立候補者数が定員数と同数であったため無投票当選が決まりました。

任期は3年です。

選任委員は、坂下昇市氏(共済推薦)、梅田武氏(農協推薦)、阿部優氏(議会推薦)、森秀幸氏(議会推薦)の4名です。

7月22日、第1回農業委員会総会が開催され、会長に山本和義氏、会長職務代理に小川博幸氏を選任し、担当地区が決定しました。

※会長、会長代理以外は議席番号順、敬称略

## 農地を転用する場合には農地法による手続きを！！

農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、山林などに転換。または、一時的に砂利採取場などに利用する場合、農地以外の用途に転用するには農地法の許可が必要です。許可を受けずに「無断転用」した場合は農地法に違反することとなり、工事中止や現状回復などの命令がされる場合があります。罰則も適用されます。

平成21年12月からの新しい農地制度では罰則が強化され、罰金が大幅に引き上げられました。

(※罰則：3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金)

農地転用についての手続きや疑問は、まず地区担当の農業委員または農業委員会事務局にご相談ください。

☎浦幌町農業委員会事務局 (TEL 576 - 2179)

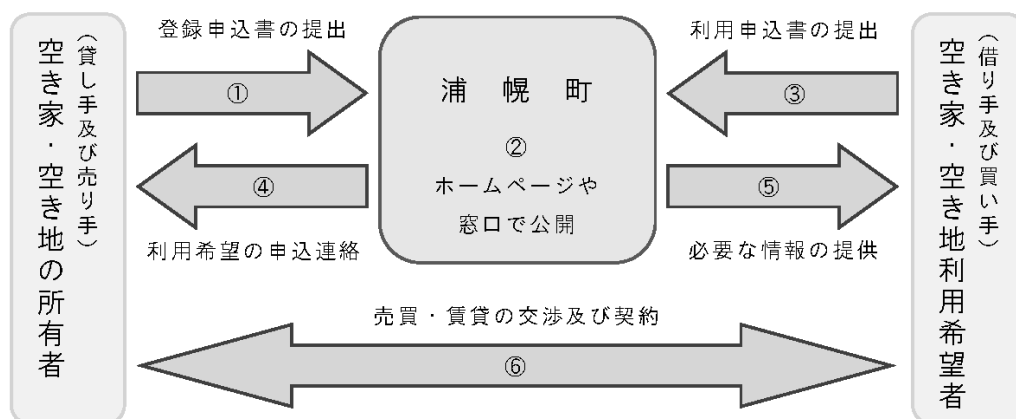


## ～ 空き家・空き地バンク制度を創設 ～

### 1 空き家・空き地バンク制度

町内にある空き家・空き地の物件情報を登録し、公開することによって、物件の有効活用を図り、町への定住人口や地域の活性化を促進するための制度です。

#### 空き家・空き地バンクのイメージ



### 2 空き家・空き地バンクの登録及び利用手続きの流れ

- ① 空き家・空き地を貸したい、売りたいとお考えの所有者の方から町への登録申込書を提出していただきます。
- ② 登録された物件は、町のホームページや窓口で情報を発信します。
- ③ 借りたい、買いたいとお考えの方は、町へ利用申込書を提出していただきます。
- ④ 利用申込みがあったことを空き家・空き地の所有者の方に連絡します。
- ⑤ 希望者に必要な情報（所有者の連絡先など）を提供します。
- ⑥ 当事者間で交渉及び契約などを行っていただきます。

### 3 空き家・空き地バンクへの登録募集

町内にある賃貸や売却が可能な物件の所有者の方から登録を募集しています（所有者から依頼を受けた不動産業者からの登録も可能です）。登録方法など詳しくはお問合せください。

☎まちづくり政策課まちづくり推進係 (TEL 576 - 2112)